

8月5日から実施する営業時間短縮要請等に関するQ&A

Q1 今回の営業時間短縮要請等の対象となる「飲食店」とは何ですか。

A1 以下のいずれかの施設です。

- ①新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)施行令第11条第1項第11号における遊興施設で飲食を提供する施設
- ②食事提供施設

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令

(使用の制限等の要請の対象となる施設)

第11条

十一 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設

Q2 接待を伴う飲食店で酒類の提供をしない場合は、営業時間短縮要請等の対象となりますか。

A2 接待を伴う飲食店については、酒類の提供の有無にかかわらず営業時間短縮要請等の対象となります。

Q3 麻雀店で、酒類や食事を提供する場合は、営業時間短縮要請等の対象となりますか。

A3 A1①に該当せず、A1②食事提供が主たる業務でないため営業時間短縮要請等の対象外になります。

Q4 コンビニエンスストアのイートインスペースは、営業時間短縮の要請対象となりますか。

A4 イートインスペースの運営が、主たる業務でないので、営業時間短縮要請等の対象外になります。

Q5 ホテル、旅館の宴会場での宴会は、営業時間短縮要請等の対象となりますか。

A5 宴会場の運営が、主たる業務でないので、営業時間短縮要請等の対象外になります。

Q6 スーパー銭湯、サウナ、カプセルホテル等が一体的に運営する食事提供スペースは、営業時間短縮要請等の対象となりますか。

A6 食事提供スペースの運営が、主たる業務でないので、営業時間短縮要請等の対象外になります。

Q7 酒類の提供を夜8時までに短縮し、それ以降は酒類を提供せずに営業を継続してもよろしいですか。

A7 午後8時以降に酒類の提供をやめたとしても、営業は午後8時までとしてください。

Q8 カラオケ店とは具体的にどのような店舗が対象となりますか。

A8 カラオケの機器を設置して、客がその機器を利用し、歌唱する場を提供する店舗を対象としています。その中で、酒類の提供を行うカラオケ店が営業時間短縮要請等の対象になります。

Q9 午後8時以降の閉店後は、持ち帰り・宅配サービスを営業してもよろしいですか。

A9 午後8時閉店以降は、テイクアウトや宅配サービスの営業をしても良いです。

Q10 営業時間短縮要請等の期間中、酒類の提供を中止した場合は、営業してよろしいですか。

A10 酒類を扱わない飲食店となり、営業時間短縮要請等の対象ではなくなるため営業しても良いです。

Q11 もとものの営業時間が午後8時～午前5時までの飲食店等は、どうしたらよろしいですか。

A11 午前5時から午後8時までの間の営業時間に変更するか、休業をお願いします。

Q12 カラオケ喫茶で、もともと酒類を提供していない場合は、営業時間短縮要請等の対象となりますか。

A12 営業時間短縮要請等の対象外になります。

Q13 酒類を提供するマンガ喫茶、インターネットカフェは、営業時間短縮要請等の対象となりますか。

A13 マンガ喫茶及びインターネットカフェは、A1①の飲食店に該当するため、営業時間短縮要請等の対象となります。